

## 令和3年度第2回臨時総会 議事録

開催日時	令和3年5月7日（金） 午後2時04分～午後2時25分					
開催場所	高知市たかじょう庁舎6階 大会議室					
出席委員	大崎 恭寿 池澤 誠 西本 統洋 加藤 孝幸 廣井 千里 中島 義幸 久保田彦昭 森田 浩明 大野 哲 竹内 佳代 中島 正根 山本 和正 前田 真作 上田 博 久保壽美男 川澤 一博 矢野 強					
	以上17名					
欠席委員	中村 富貴					
	以上1名					
事務局	加藤事務局長 近森次長 竹内係長 堀内係長 麻植主任 山崎主任 長澤主任					
	以上7名					
議題	議案第1号 農地の権利取得の下限面積（別段面積）の設定について 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について					

開会	大野会長が議長となり、開会を宣す。(午後2時04分)
議事録署名委員	議長が、森田委員、矢野委員を指名する。
議事長	<p>それでは、お手元に配付いたしました会議次第により議事を進めてまいります。</p> <p>議案第1号 農地の権利取得の下限面積（別段面積）の設定について、事務局より説明願います。</p>
近森次長	<p>最初に「下限面積」について、簡単にご説明いたします。</p> <p>耕作のために農地の所有権等の権利を取得しようとする場合には、農地法第3条の許可が必要ですが、この審査基準の一つに経営農地の下限面積要件があります。資料1に関係法令を載せておりますが、この要件は同法第3条第2項第5号に規定され、都府県での下限面積は50アール以上と定められております。</p> <p>またこの規定では農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定めることができますとされております。この農林水産省令で定める基準は、同法施行規則第17条に規定され、第1項の条文で10アール以上の面積による別段の面積の設定等について定められ、第2項では第2号までの基準を満たす場合には、第1項の規定にかかわらず、新規就農を促進するために適当と認められる面積を別段の面積として定めることができますとになっております。この場合の面積は、10アールを下回ることも可能だとされております。なお、これらの下限面積の設定については、総会において、毎年審議を行い、その結果をホームページ等で公表することになっております。</p> <p>本市農業委員会ではこの下限面積については、令和元年10月からの改正施行を行うまでは本市の全区域において、農地法施行規則第17条第1項の規定に基づいて下限面積を40アール以上としてきたところですが、令和元年8月5日開催の臨時総会での審議で、山間農業地域である鏡、土佐山地区については、同法施行規則第17条第2項の要件に該当するとして、それまでの40アール以上から10アール以上に下限面積を緩和することで決定し、両地区を除く旧高知市および春野地区では、従前と同様に下限面積を40アール以上と定めました。</p> <p>それでは、最初のページに戻りまして、今回提出しました議案についてご説明します。表に記載しておりますように、鏡・土佐山・春野地区を除く旧高知市の下限面積は、先ほどご説明しました農地法施行規則第17条第1項の規定を根拠に40アール以上とし、自然的・経済的条件から見て営農条件が同一と認められる春野地区</p>

近森次長	<p>も同様に、40 アール以上を下限面積として適用することとしております。</p> <p>また、鏡、土佐山地区については、同法施行規則第 17 条第 2 項の規定を根拠に、令和元年 10 月から施行しております下限面積 10 アール以上を適用することとしており、下限面積については昨年度に引き続き変更しないことといたしました。なお、資料 2 にあります、同法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号に規定される算定によりますと、春野地区においては下限面積を 40 アール以上とした場合の D 欄では 50 パーセントとなり、同法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号に規定される「概ね 100 分の 40」の率を上回ることとなりますが、資料 3 の D 欄に記載しておりますように、下限面積を 30 アール以上とした場合には、39.43 パーセントとなり、40 パーセントを下回ることとなります。農地の権利取得の下限面積（別段の面積）の設定についての説明は以上でございます。ご審議をお願いします。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見・質問なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局より説明願います。</p>
長澤主任	<p>農業を営んでいた被相続人から、相続により農地等を取得した相続人が引き続き農業を営むのに伴い、農地等の相続税の納税猶予を受けるため、今回 2 件の適格者証明願が提出されています。</p> <p>議案第 2 号と記載していますものの 1 ページから 2 ページをご覧ください。案件 1 は、被相続人が令和 2 年 9 月に亡くなられたことにより、相続人が鴨田の計 3 筆、1,757.33 m<sup>2</sup> の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。このうち 3 番の土地には雑種地部分があり、その面積を除外しての申請となっております。</p>

長澤主任	<p>続きまして3ページから4ページをご覧ください。案件2は、被相続人が令和2年8月に亡くなられたことにより、相続人が初月の計1筆、680.00 m<sup>2</sup>の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。</p> <p>これらの案件につきまして、申請人又は家族同行のうえ、地元の推進委員さんと現地調査を行い、農地であることと共に適格者であることを確認しております。各筆の作付品目については備考欄に記載のとおりです。適格者証明書を交付したいと思思いますので承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見・質問なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画(案)について、事務局よりお願ひします。</p>
堀内係長	— 令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画(案)について 報告 —
議長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見・質問なし —
議長	<p>それでは、本日のこの会で意見を出すのも難しいと思いますので、5月14日の運営委員会までに何かご意見等がございましたら、事務局の方までご連絡をお願いします。</p> <p>続きまして、農業委員会委員候補者の募集結果について、事務局よりお願ひします。</p>

加藤事務局長	— 農業委員会委員候補者の募集結果について 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見・質問なし —
議 長	以上で、本日予定しておりました議題及び報告事項は全て終了しました。その他に、委員の皆さんから、何かご意見等はありませんか。
委 員	— 意見・質問なし —
議 長	それでは、意見書回答に対する評価について、事務局から連絡があります。
麻植主任	— 意見書回答に対する評価について 連絡 —
議 長	連絡が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見・質問なし —
議 長	以上を持ちまして、令和3年度第2回臨時総会を閉会いたします。
閉 会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後2時25分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 5月24日

議長

大野哲

議事録署名委員

森田浩明

議事録署名委員

矢野強

議事録作成者

長澤光晃